

情報提供先のデータ利用について（案）

＜現状の規定＞

実験結果の提供については、建物使用貸借契約第 5 条にて次のとおり規定（丙：NICT）

第 5 条 丙は、丙が実験で取得したデータを分析した結果得られた特定の個人を識別することができる情報を含まない情報について、貸主から提供を求められた場合には、法律その他の法令等に照らし問題ない範囲内で無償で提供しなければならない。

2 貸主は、前項により得た情報を、他の情報と照合するなどして、個人を識別できる情報へ変換してはならない。

3 貸主は、第 1 項により得た情報を、丙と合意した利用目的に限り使用し、それ以外の目的での利用、第三者への提供等を行わないものとする。

＜前回委員会で頂いたコメント＞

実験結果の提供に関して、前回委員会において次の意見等が出されていた。

- ① 建物使用貸借の契約内容について
 - ・ 契約書には利用目的が明示されていないため、利用目的の覚書も含めて契約は完結
 - ・ 契約書第 5 条 1 項及び 2 項が正確に履行できれば、問題はない
 - ・ 契約書第 5 条 3 項で、目的外の利用や第三者提供等を行わない旨記載されており、万全を期しているように思われる
- ② 学問の自由とデータ提供の制約について
 - ・ 人流統計情報の提供が学術研究の枠外なのか、災害時の安全対策への活用という研究目的の範囲内か（後者の場合は共同研究契約などが必要ではないか）
 - ・ NICT の解析は学問の自由の観点、提供は統計情報であるか否かという観点での検討である。2 段階での整理になる。
 - ・ データの取得が違法性阻却事由によって実施される場合、そのデータをもとに生成された統計情報の提供が、独立行政法人個人情報保護法における統計情報の提供の例外規定にそのまま適用して良いとは言えないのではないか
 - ・ 提供については、統計情報の提供という整理となる。その際、研究目的を考慮した提供の意味づけが問題となる

<データの扱いについての検討>

独法個人情報保護法第9条において、データの利用及び提供の制限に関する規定がある。いずれの場合も「保有個人情報」を対象としている。

第9条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一～三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき

<提供に係るスキーム案の検討>

1. 今回、NICTが施設管理者側に提供を検討しているのは、「保有個人情報」ではなく、特定の個人を識別することができない情報（人流統計情報）である。
2. 独立行政法人個人情報保護法では、「保有個人情報」の利用及び提供の制限に関する規定が設けられているが、「保有個人情報」にあたらぬ情報（統計情報）の利用及び提供については、同法において特段の制限が設けられていない。
3. 施設管理者は、NICTから提供を受ける人流統計情報について、災害時の安全対策への活用という観点での基礎的な検討情報として、自ら活用したい意向を持っている。

以上から、建物使用貸借契約第5条に基づく覚書に、次の内容を盛り込むことを検討中。

<覚書に盛り込む内容案（検討中）>

- ①建物使用貸借契約第5条第1項にて丙から貸主に提供する情報は、「他の情報と照合するなどしても再識別化することができない統計情報」に限るものとする。
- ②建物使用貸借契約第5条第3項にて貸主及び丙が合意する利用目的は、「多くの人が集まる場所における大規模災害発生時の避難誘導等の安全対策に活用するとともに、その有効性について検証を行うこと」とする。